

男女共同参画基礎講座

With You さいたま
瀬山紀子

■日本の現状／世界の目標

- ・ GGGI（グローバル・ジェンダーギャップ指数）114位（144か国中）の現状
- ・ 特に、決定権を持つ立場に女性が少ない現実
- ・ 国は、2020年までに、あらゆる分野の指導的地位に占める女性の役割を30%にするという目標を掲げた。達成は不可能という見込み
- ・ 特に課題が大きい分野が経済と政治
- ・ 衆議院に占める女性の割合で、日本は193か国中160位（10.1%）
- ・ 世界の標準は203050（2030年までに、男女平等を達成する）
- ・ 2015年につくられたSDGs（持続可能な開発目標）の目標5
“ジェンダー平等を実現しよう”
- ・ Planet 50-50



- ・ 今年5月には政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が成立：地方自治体は、実態の調査及び情報の収集等、啓発活動、環境の整備、人材の育成等の責務を負うこととなった

■白岡市の男女共同参画計画

白岡市では平成10（1998）年に策定した「第1次白岡町男女共同参画プラン」以降、18年間にわたり男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進してきました。国や県でも継続的に取組が行われており、平成27（2015）年8月には女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。また、平成27（2015）年12月には「男性中心型労働慣行の見直し」や「防災・復興」などを強調した「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣習や社会制度は依然として根強く残っています。また、男女がともに家庭生活と仕事、地域・社会活動を両立しやすい環境の整備等や性別に起因する暴力や人権侵害など、多くの課題が残っています。

では、この間、何が進んだ？
何が進んでいない？

白岡市では、毎年度、施策の実施状況を振り返り、プランの進捗状況を確認してきました。
基本目標1の「男女共同参画の意識づくり」については、概ね順調に進行しており、男女共同参画の意識の浸透に向けた意識啓発等に関する事業は一定の成果を上げていますが、調査研究・資料収集の手法として計画した「ジェンダー統計」の導入にはいたらず、調査研究の一層の推進が必要となっています。

★ジェンダー統計 再確認

ジェンダー統計とは：男女の生活や意識における偏り、格差、差別を明らかにする統計。男女平等を実現するには、まずその不平等さを明確にすることが必要であり、1975年の国際婦人年に開催されたメキシコ会議において、女性が置かれている差別的状況を把握するための統計の重要性が指摘された。以来、「国連統計局」や「国際婦人調査訓練研修所」（INSTRAW、2011年より「UN Women」に統合）が中心となり、あらゆる分野におけるジェンダー統計についての研究調査が行われている。

（女性学習財団 HP より）

白岡市のなかの男女共同参画の課題を把握するために、どんな統計があるとよいと思いますか？

基本目標2の「男女共同参画によるいきいきしたまちづくり」では、子育て支援や男性の家庭生活への参画支援、健康づくり、就労の場における男女共同参画、政策・方針決定の場への参画促進など多岐にわたる施策を展開しました。庁内各課や関係機関との連携を強化して施策を推進することで、市民がいきいきと活躍するまちづくりが進んでいます。しかし、庁内の政策・方針決定の場である審議会の委員に占める女性の割合は25.0%にとどまり、30%とした目標には届きませんでした。委員の選定過程など、庁内外への積極的な働きかけが必要となります。

海老名市の例－（HPでの呼びかけ）

なぜ、女性委員が必要なのか？

政策や方針の決定を話し合う場においては、男女の構成は半々であることが理想です。一方の性が少ないと、少数側の発言が、その人の意見ではなく「男の理屈」や「女の考え」であるという錯覚や誤解を与える危険があるからです。『企業のなかの男と女』等で知られるカンター教授（ハーバードビジネススクール）は、「組織を活性化するには少数派の比率が30%以上必要」と述べています。氏の説に従えば、一方の性の比が30%を下回らないことが共同参画の目安と考えられます。

また、平成27年12月25日に内閣府において策定された第4次男女共同参画基本計画でも、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待し、引き続き更なる努力を行う」と記載されています。

求めているものは「肩書きや実績」ではなく「やる気」です

審議会等では政策方針決定に対し大きな影響を与える場であるので、男女が均等に参加し、いろいろな立場の意見が反映されるのが望ましいあり方です。

女性委員の割合 30%の目標を達成するには、市が審議会等の運営の見直しをすることが必要ですが、これまでの「行政の政策決定のような重要なことは男性に」といった風潮も直していかなければなりません。審議会等の委員は、専門家や団体の代表から委嘱された委員が多く含まれていましたが、最近では、市民の皆さんからの公募によって委員の一部を選出する審議会等が増えています。

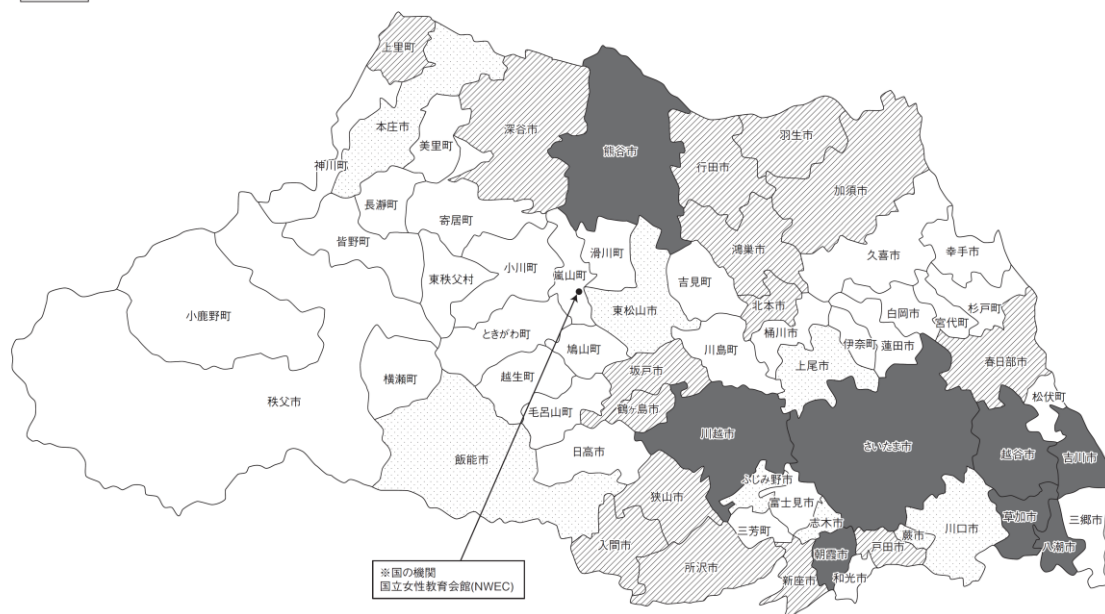
「肩書きがないから」、「外で働いたことがないから」と思っている女性の皆さん、あなたも審議会等の委員に応募してみませんか。

読んで見て感じることは？

基本目標3の「男女の人権を守る体制づくり」には「DV 防止基本計画」を位置付け、DV 防止対策、被害者の安全確保や自立支援に取り組んできました。しかし、配偶者等からの暴力被害に関する相談は増加傾向にあるなど、継続的な取組が必要です。

★相談の増加は、相談についての周知が進んだことの結果とも言える。

- 男女共同参画推進施設・配偶者暴力相談支援センターどちらもある(8市)
- ▨ 男女共同参画推進施設のみ(15市町)
- 配偶者暴力相談支援センターのみ(8市)



■新規で取り入れられたこと

施策の方向(3) だれもが安心して暮らせる環境づくり

高齢者や障がい者やその家族介護者、経済的困難を抱える家庭等、様々な困難を抱える人に必要な支援を適切に行うため、関係機関と連携した支援を行います。また、性的少数者に対する偏見や差別の是正に向けた取組を推進します。

性的少数者に対する理解促進

性的指向や性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくし、理解促進等性的少数者の人権侵害の防止に努めます。

★性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の人たちの抱えている課題

図表2 LGBTが抱える困難の例

子供・教育	・学校で「男のくせに」「気持ち悪い」「ホモ」「おかま」「レズ」などと侮蔑的な言葉を投げかけられ、自尊感情が深く傷つけられた ・性的指向について、教員や同級生がおかしいものと話したり、「うちの学校にはいない」と言われ、何も言い返すことができなかった
就労	・就職活動の際、結婚などの話題から性的指向や性自認をカミングアウトしたところ、面接を打ち切られた ・職場での昇進・昇格に結婚要件があったため、同性パートナーがいたのにもかかわらず昇進・昇格できなかった
医療	・認知症・意識不明状態のパートナーが入院したが、病院・医師から安否情報の提供や治療内容の説明を受けられず、面会もできなかった ・医療機関の受付では戸籍上の名前で呼ばれるため、受診しづらくなった
公共サービス・ 社会保障	・高齢者向けの施設において、男女分けて施設が運営されているため、性別違和を抱える当事者の意向を伝えても考慮されず、戸籍の性で分類され、精神的な負担が大きかった ・同性パートナーと公営住宅への入居を申し込もうとしたが、同居親族に当たらないことを理由に拒否された

(出所) LGBT法連合会「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(第2版)」(平27.9.2) <http://lgbtetc.jp/pdf/list_20150830.pdf>を基に筆者作成

中西絵里「LGBTの現状と課題」『立法と調査』2017/11より引用

男女共同参画計画は、実効性あるものとして使っていくことが必要。そのためには、計画が必要となる現状の課題や背景についての理解が進み、共通認識がつけられる必要がある。

男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である
(男女共同参画社会基本法 前文)